

# 佐原税務署からのお知らせ

## スマートフォンやパソコンで確定申告を！ ～インターネットでスマートに申告を試してみませんか～

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。画面の案内に従って入力すれば税額が自動計算され、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。また、作成したデータをe-Taxで送信することで、自宅から申告することが可能です。申告書作成会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、スマートフォンやパソコンからのe-Tax送信を利用して申告を済ませましょう。



スマートフォンはこちら



## 確定申告書の作成をサポートします！ ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します～

税務署で開設

佐原税務署では、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

日時●2月1日(水)～3月15日(水) (平日のみ)  
午前9時～午後5時(受付：午前8時30分～午後4時)

※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」として入場整理券の事前発行ができます。※税務署から「令和4年分確定申告のお知らせ」はがきなどが届いた場合は、併せてご持参ください。



友だち追加はこちら

## 税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談 ～申告書作成会場の開設期間より前に申告書を作成できます～

開催日●2月7日(火)  
会場●役場2階 第4会議室  
相談時間●午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)  
※次の申告書の作成は除きます。

- ①土地・建物および株式などの譲渡所得や先物取引がある場合
  - ②住宅借入金等特別控除初年度の場合 ③贈与税申告の方
- ※会場の混雑を回避するために、受け付けを早く締め切る場合がありますのでご了承ください。

## インボイス制度の説明会

個人事業主の方を対象に、消費税のインボイス制度の説明会を開催します。インボイス制度は令和5年10月から実施される、企業や事業主の方が納税する消費税額を計算する際に必要となる新たなルールです。すべての事業主の方に影響する可能性がありますので、ぜひご参加ください。なお、参加には**事前予約が必要**です。詳しくは佐原税務署へお問い合わせください。

	開催日	時間	会場	定員
消費税の仕組みから知りたい方向け	1月17日(火)	午後1時～2時30分	東庄町役場 会議室2(東庄町笹川い4713-131)	15人
	1月20日(金)	午前10時～11時30分	佐原文化会館(香取市佐原イ211)	200人
消費税の仕組みはご存じの方向け	1月19日(木)	午後1時～2時30分	多古町役場3階 大会議室	70人
	1月20日(金)	午後1時～2時30分	佐原文化会館(香取市佐原イ211)	200人
	1月27日(金)	午後1時～2時30分	神崎ふれあいプラザ 視聴覚室(神崎町神崎本宿96)	40人

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331(代表)

# 確定申告のお知らせ

インターネットによる申告が可能な方は、ご自宅などのパソコンやスマートフォンからの電子申告をご利用ください。国税庁のホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することも可能です。申告会場に会場に来場する必要がなく大変便利で、密を避けることで感染リスクを減らすことにもつながります。ぜひご利用ください。なお、今年度より消費税申告は役場での作成はできませんので、佐原税務署にご相談ください。

申告書受付・相談期間【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に解錠します】  
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日・祝日を除く)

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時 (受付は午前8時20分～午後4時)  
混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますのでご了承ください。

※申告書の提出のみの方は、2月9日(木)から受け付けます。

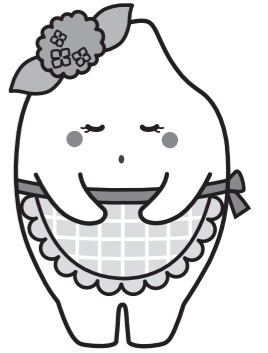
相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、役場1階 税務課)  
※相談受付などの詳細は、広報たこ2月号でお知らせします。

平日は仕事などで相談に行けない方のために休日相談を行います。

休日相談 2月26日(日)・3月12日(日)

※相談時間は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。



## 注意点

- 土地、建物、株式などの譲渡所得や山林所得、または消費税申告がある人は、直接佐原税務署(☎0478-54-1331)にご相談ください。(申告書の提出のみ、税務課でも受け付けます)
- 相談内容が複雑な方は、佐原税務署へご案内させていただく場合がありますのでご了承ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

## 「障害者控除対象者認定書」をご存じですか？

65歳以上の方で、申請により町が障害者に準ずると認定をした方に、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象者●認定基準日(要介護(要支援)認定を受けている方・精神または身体に障害のある方)  
※認定基準日は、申告の対象となる年の12月31日です。(基準日以前に死亡された場合は死亡日が基準)

申請方法●本人または親族が下記のものを持参して、保健福祉センターで申請してください。  
・申請者(窓口に来る方)の印鑑  
・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)  
・対象者の介護保険被保険者証(緑色)

注意事項●要介護(要支援)認定を受けていても、認定審査資料の内容が町の基準に該当しない場合は、非該当になります。要介護(要支援)認定を受けていない方で申請する場合は、別途、医師の診断書が必要です。

お問合せ●保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185

## 償却資産(固定資産税)の申告はお早めに！

農業や販売業などの事業を営んでいる個人や法人の方で、事業のために使用する機械、機器、備品などを1月1日時点で所有している場合は、償却資産の申告が必要です。ただし、耐用年数が1年未満のもの、自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は除かれます。

昨年申告された方は、12月中に令和5年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は、ご連絡ください。

申告期限●1月31日(火)

お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402